



第14号

昭和35年7月15日印刷  
昭和35年7月18日発行  
発行所  
宇都宮市旭町1-3,427  
宇都宮商工会議所  
電話 2,622 3,072番  
2,905  
編集者兼著者  
藤生善之  
印刷者  
宇都宮市  
三共印刷株式会社  
印刷所  
電話 4,006-6,481番

## ア 大統領訪日延期に

### 足立日本商工会議所会頭遺憾の意を表明

日本商工会議所は六月十五日常議員会を開き、アメ大統領の訪日を心から歓迎する旨の声明を行つたが、その後の国会乱入事件等の事態のため政府は来日延期を懇請せざるの止むなきに至つたことに對し対米関係に多大の关心を払い、六月十八日足立会頭はアメリカ大使館を通して米大統領に次のような書簡を送り、日米の友好親善を増進したい旨を表明した。

なお、同時に足立会頭は同様の趣旨の書簡を全米商業會議所会頭宛に送つた。

#### ○ア 大統領あて足立会頭書簡

拜啓 貴大統領閣下をわが国にお迎えすることは未曾有の光榮であり、ひとり日米修好一〇〇年を記念する行事の核心であるばかりでなく、両国民相互の友好親善を一段と増進するものとして、われわれ全国四三七の商工会議所をあげて、歓迎の誠を披瀝する万般の準備中であります。測らずも国内の不幸な事情のため、来日延期を懇請するのやむなきに至つたことは、まことに遺憾の極みであり、その非礼に対しても、衷心の謝意を表すものであります。

現在の日本の国内情勢は一部分子の過激な行動に基く混乱でありまして、われわれはあくまで議会主義の確立と自由経済の維持発展のために全力をあげて今日の事態を克服する覚悟であります。日米友好親善は民主主義と自由主義経済を基調とするわが国経済の伸長と国民生活の向上にとって、欠くことのできない関係であることは、国民の等しく確信しているところであります。

われわれを含めて日本国民の大半が、大統領閣下のご来訪に寄せる誠意と情熱とは、依然としてかわらないであります。

こいねがわくは、われわれの至情をご賢察たまわり、事態の平静後極めて近い機会において、ご

## 経済四団体も

### ア 大統領訪日延期に声明

日商、経團連、日経連、經濟同友会の四団体も、六月十七日連名をもつて次のような表明を行つた。米大統領の訪日を延期せざるを得なくなつたのはまことに遺憾なことであつた。この際、われわれは暴力排除と議会主義擁護のため、國民とともにこの事態に対処したい。他面、今回の事件によりわが国が国際的信用を傷つけたことを深く憂慮するものである。よつてわれわれは、國際経済社会に対し一層誠実な態度で処し、信用回復に努めたい。

#### 経済四団体声明

当所並宇都宮市商店街連盟主催による「従業員並家族慰安大会」は左記要領で開催されたが、当日はお年寄りも、若い方も終始楽しげに、しかも熱心に観覧されたことは主催者として誠に有意義な催として喜ばしい次第で御座いました。

尚この催について後記の方々の特別の御高配により華々しく開催出来ましたことを、本紙上より厚く御礼申上げました。

## 従業員並家族慰安大会

### 盛大に開催される

す。

記

一、日時六月十日

昼の部（入場者約三、四〇〇名）  
夜の部（入場者約三、九〇〇名）一、場所宇都宮市立スポーツセンター  
二、主催宇都宮商工會議所、宇都宮市商店街連盟  
三、協賛宇都宮市、下野新聞社、栃木新聞社、船村徹歌謡学校、宇都宮青年会議所

一、提供加納富太郎

一、出演者総指揮 船村徹  
織井茂子、柄若、長峰良、五月みどり  
大野一夫、鳴海日出夫、島倉千代子、船村徹歌謡スタジオ生徒、伴奏ヨロムビアAB

C 楽団、司会谷崎三朗、阿部昇二

## 従業員並に家族慰安大会開催記念

## 広告主御芳名

上野百貨店社長	上野 小七
関東自動車(株)社長	保坂 正七
栃木県中央食販(株)社長	小林 洋
宇都宮信用金庫理事長	河合 長一郎
(株)宇都宮青果市場社長	高橋 栄作
(々)山崎社長	山崎 順藏
(々)東武宇都宮百貨店社長	河合 長一郎
(有)荒牧商店代表取締後	荒牧 春三郎
富士重工業(株)宇都宮製作所長	井 出 英次
パインミシン製造(株)社長	米津 正一
高崎製紙(株)日光工場長	中島 勇三
宇都宮金物商協組理事長	斎藤 五一
宇都宮専門店会理事長	矢野 秀男
東野鉄道(株)専務取締役	石海 勇次郎
足利銀行宇都宮支店長	福田 松兵衛
栃木県酒造組合理事	柳田 広
マルウ製菓(有)代表取締役	野沢 卵三郎
東京電力(株)栃木支店長	的場 五郎
下興証券(株)社長	古谷 光雄
村田発条(株)取締役	村田 正三郎
宇都宮銀行会	渡辺 藤十郎
三共印刷(株)社長	河上 登喜
宇都宮旅館協同組合理事長	外山 英次郎
日清製粉(株)宇都宮工場長	料 理
(株)橋本商店社長	料 理

宇都宮製紙(株)代表取締役	荒井 祐治
(有)宇都宮青年会議所理事長	宇都宮青年会議所理事長
(有)小保方魚店社長	小保方光
(有)笠原商店社長	笠原正一
渡辺建設(株)会長	渡辺 愛
(有)笠原商店社長	笠原正一
農芸種苗百貨	横倉 粕谷松一
(株)横倉本店社長	横倉 粕谷松一
宇都宮食販(株)社長	宇都宮食販(株)社長
(株)上野美治商店社長	上野 美治
(有)富貴堂バン店代表取締役	吉 吉郎
小花塗装(株)社長	福田 富次
金物商タカラヤ	福田 富次
北関水産荷受商業協同組合専務理事	福田 富次
火災保険代理店業	福田 富次
栃木ダイハツ自動車(株)社長	福田 富次
(株)箕輪商店社長	福田 富次
栃木トヨタ自動車(株)社長	福田 富次
名鉄運輸(株)社長	福田 富次
(株)渡辺商店社長	福田 富次
(資)常陸屋商店代表社員	福田 富次
宇都宮観光自動車(株)社長	福田 富次
(株)亀田書店代表取締役	福田 富次
日本通運(株)宇都宮主管支店長	福田 富次
中八製菓(株)代表取締役	福田 富次
(有)山丸魚市場	福田 富次
福田木材(有)社長	福田 富次
眼鏡商(大工町)	福田 富次
(有)栄食代表取締役	福田 富次
(株)池田屋商店社長	福田 富次
相互銀行宇都宮協会	福田 富次
関東車体製作(株)社長	福田 富次
(株)樹木園子店社長	福田 富次
(株)鈴木屋吳服店社長	福田 富次
(株)小倉屋社長	福田 富次
渡貞製菓(株)社長	福田 富次
マスブチ運動具(株)社長	福田 富次
旅館・魚樂莊	福田 富次
(株)安久都商店社長	福田 富次
(有)柿沼商店代表取締役	福田 富次
橋本ホンダモーターバッフル(株)社長	福田 富次
関東交通(株)社長	福田 富次
宇都宮合同タクシー(株)社長	福田 富次
(株)橋本商店社長	福田 富次

栃木県青果荷受(株)代表取締役 田野辺 藤一郎  
 (有)田中本店社長 中田 竹石 薄井 滝四郎  
 (有)竹石紙店社長 青果商 田中 石井 丑松 精次  
 (有)山口商店代表取締役 織維業 田中 留松  
 (有)金仲商店代表取締役 同和火災海上保険宇都宮支店長 竹口 真一  
 栃木日産自動車(株)社長 由田 正助  
 栃木日野自動車(株)社長 田平 貞一  
 栃木トヨベット(株)社長 福山 幸一  
 栃木いすゞ自動車(株)社長 上田 平助  
 栃木貨物自動車(株)社長 由井 正吉  
 さくら 栃木県教科書供給所代表者 田平 勝重  
 (株)斎藤五郎八商店社長 万吉 健  
 栃木県中央信用組合理事長 富川 富三郎  
 (有)黒崎薬局社長 黒崎 雄七  
 (株)秋元薬局社長 伊藤 一郎  
 (有)春日屋商店代表取締役 内山 保坂  
 美代坂 伊藤 幸平  
 双葉孔版社 伊藤 德  
 (有)伊藤書店代表取締役 伊藤 黒  
 (有)矢野商店宇都宮支店長 伊藤 守  
 (資)集英堂書店 伊藤 小  
 (有)渡清本店代表取締役 伊藤 守  
 (株)西沢書店 伊藤 守  
 千手町商店街 伊藤 守  
 伝馬町商店街 伊藤 守  
 東通り商店街 伊藤 守  
 大曾町日の出商店組合 伊藤 守  
 相生町商店街 伊藤 守  
 ユニオン通り商店街 伊藤 守  
 赤門通り商店街 伊藤 守  
 日野町商店街 伊藤 守  
 宇都宮仲見世協同組合 伊藤 守  
 鉄炮町商店街 伊藤 守  
 中央通り商店街 伊藤 守  
 国鉄駅前結構会 伊藤 守  
 東武一番通り商店街 伊藤 守  
 花屋敷通り会 伊藤 守

いづも通り商店街  
南宇都宮商店街

## 当所正副部会長会議

一、とき 昭和三十五年五月十一日午前十時

二、ところ 当所第三會議室

三、出席者 上野会頭、荒牧、笠間、篠崎、鈴木(良)、中島、福田(俊)、荒川、飯塚、柿沼、福田(昇)、(代理)、鈴木(善)、由井、岩田、柏谷の各議員

### 一、議案

1. 従業員並に家族慰安大会開催について

2. その他

本県出身の作曲家船村徹氏の好意ある申出により、従業員並に家族の慰安会を開催致した旨を詰り満場一致で賛成し、企画について協議をなした。

## 当所常議員会

一、とき 昭和三十五年五月十九日

二、ところ 当所第三會議室

一、出席者 上野会頭、保坂、高橋副会頭、小保方、渡辺(愛)、柏谷、福田(昇)(代理)、福田(富)、小花、荒牧、笠輪、鈴木(善)各常議員

### 一、議案

1. 従業員並に家族慰安大会開催について

2. その他

従業員並に家族の慰安大会(詳細内容は別項に記載)の開催について、実施基本方針、経費について種々協議し開催することに決定した。

## 新規青色申請者記帳講習会

主催(宇都宮青色申告会)  
後援宇都宮税務署

一、とき 五月十六日・十七日  
二、ところ 宇都宮工商會議所第一會議室  
一、講師 宇都宮税務署 山名青色申告係長  
一、受講者 五五人

本年度より青色申告することに申請をされた「新規青色申請者」を対象として、右記帳講習会を開催したところ受講率三六%に及び盛会であった。  
なお青色申告会より坂本会長の外、栗原理事、竹石監事も出席して記帳指導された。

宇都宮中小企業従業員退職金  
積立組合臨時総会開催

一、とき 五月十九日午後二時

一、ところ 当商工会議所第三会議室  
一、出席 実際出席会員二〇名、委任状提出者三名  
外、福田宇都宮労政事務所長、藤生専務理事  
一、協議事項

〃中小企業退職金共済事業団”が既に昨年十一月から業務を開始しているので、当組合規約第一条により積立金を組合員毎に右事業団へ移行することに決定。  
たゞし右移行事務は一切宇都宮商工会議所において手続すること。

商店街の道路整備指導実施  
商店熱心のあまり商品を道路まで突出して陳列しているものや看板、自転車、スクーター等を道路上に無難作に放置している商店が少なくありません。  
これが交通妨害となり、事故の原因ともなつてゐるので商店街の道路整備のため、この度次の通り第一次巡回指導を実施しました。

記  
一、時期 五月下旬、交通安全週間中

一、巡回場所 国鉄駅前より大通りを材木町通りまで、及びユニーク通り

一、指導基準  
イ、店舗の突出しは側溝中間まで又はケーブル線までとする。  
ロ、看板は道路上に出してはいかぬ。

ハ、自転車、スクーター等は車道寄りの敷石三枚間の歩道上に置くこと。

一、主催 宇都宮商工会議所

宇都宮市商店街連盟

宇都宮警察署

○なお、他の商店街も近日中に巡回指導を実施の予定です  
から御協力願います。

### 商工青年学級開講中

商業從業員の教養を高めるため、当所は宇都宮市教育委員会との共催により左記の通り商工青年学級を開講中であります。

会場の都合で受講申込者全員を受付できなかつたことは残念でしたが、聴講者五〇人、毎回熱心に受講しております。

一、会場 当会議所第一会議室  
一、聴講資格 当所会員、特定商工業者の從業員  
一、聴講料 無料  
一、講義と担当講師

日	時	科	目	担当講師
六月一六(木)	午後六時半	簿記	大要	宇商高
〃一七日(金)	〃	福田教諭	〃	〃

### 事務職員実務通信講座

#### 割当突破の盛況

本年四月より開講した本講座は、非常な好評で当会議所受付の受講申込みは一三三名に達し、割当を突破しました。なお、ただ今でも受付けておりますからお申込み下さい。(入会金共会費一、三〇〇円で、申込みの翌月から送本される)

○五月十一日以降の受講申込者次の通り。

(資)常陸屋商店 小川富夫  
松屋製粉(株) 大石一雄  
(有)山丸魚市場 野中昌利  
(株)青源商店 村上豊喜  
(株)橋本洋服店 松井弘  
(株)とらや呉服店 廉沼ヤイ子  
茨城相互銀行宇都宮支店 村喜重  
栃木県味噌工業協同組合 木村喜重  
(株)三豊製作所宇都宮工場 石羽吉田定  
看山木屋洋品店 岩崎一郎  
(株)宇都宮魚市場 仁科君枝  
栃木県菓子業協同組合 渡辺貞一  
(株)武田商店 池田峯  
北関水産荷受商業協同組合 前川良雄  
(有)矢野商店宇都宮支店 間彦光  
柿沼 前川良雄  
柿沼 篠原竹治  
柿沼 神山登三郎  
柿沼 阿久津昇三郎  
柿沼 登三郎

商業從事者実務通信講座再開  
昨年、日本商工会議所との共催で実施した本講座は各方面より讃辞をうけ、再開の希望もありますので、再開する

〃二二日(水)	珠鶴練習法について	山田、平山先生
〃二三日(木)	金銭登録機について	ナショナル金銭登録機KK
〃二四日(火)	宇都宮史跡について	小林友雄先生
七月四日(月)	商店構造、陳列と店員のサービス	市企業診断員
〃六日(水)	商店構造、陳列と店員の心構え	市企業診断員
〃八日(金)	商店構造、陳列と店員の心構え	市企業診断員
〃二一日(月)	商業文、廣告文の作り方	宇都宮商工会議所専務理事
〃一八日(月)	化学繊維の取扱いについて	日本化学繊維協会
〃一五一(金)	方について	日本化学繊維協会
〃一八日(月)	結論	日本化学繊維協会

こととなりました。ご希望の方は当会議所にお申込み下さい。

会費は入会金とも一、三〇〇円で申込みの翌月から六ヵ

月間テキストが日本商工会議所より送られます。

○今回早速受講申込みされた方は次の通り。

(株) 桜金菓子店

田崎栄見

上林寿次

及川昇士郎

中磨紀代二

標記和文タイピスト技能検定試験は去る五月八日全国一  
齊に施行されたが、当所は於ても同時に実施した。結果は  
別表の通りとなつたが、特に今回は遠くは長野市、前橋市  
また県内でも栃木、今市、小山等市外の受験者があつたの  
が注目される。

五月八日 於県庁文書課淨書室

#### 第十二回和文タイピスト技能検定試験施行

級別	受験者数	合格者数	%
1	三	一	三三
2	四	○○○○	
3	二	○○○○	
4	一〇	一	一〇
合計	一〇	一	一〇

受験者地域別調	市内	二名	栃木市	三名	今市市	二名
小山市	一名	西方村	一名	群馬県	一名	
長野県	一名					

#### 第十四回国珠算競技大会開催

毎年五月に実施している「そろばんの祭典」第十四回国  
民珠算競技大会は、四月の地方予選を通過した精銳によ  
て五月十五日東京・中央大学講堂にて開催された。成績は

一般の部に於て前年度優勝した栃木県出身の木村勤氏が、  
また学校の部に於ては当県の宇都宮商業高等学校の渡辺周  
司君がそれぞれ優勝し、そろばん日本一はこの二人により  
争われ、五点の差で木村勤氏に決定した。なお詳細は左記  
の通り。(栃木県関係)

一、都道府県対抗競技

栃木県 三等一席

二、団体競技

学校の部 優勝 宇都宮商業高等学校

三、個人競技

学校の部 優勝 渡辺周司 宇商高

学校の部 優勝 野口勝代 宇女高

学校の部 二等五席 野口勝代 宇女高

学校の部 三等十二席 白井保夫 宇商高

#### 第三十九回国珠算能力検定試験施行

標記検定試験は去る六月二十六日全国一齊に施行された  
が、宇都宮商工会議所に於ても同時に、第一会場(市立旭  
中学校)、第二会場(県立氏家高等学校)、第三会場(村立中

#### 第九回計算尺技能検定試験施行

なお今年度の本県一般の部は惜しくも入賞を逸した。

去る五月二十九日全国一齊に施行された計算尺技能検定  
試験は第九回を数えたが、当所に於ては初の試みとして同  
時に実施した。最初にもかかわらず受験者は一二〇名の多  
きに達し、合格者数六八名、合格率五六・七%と優秀な成  
績を納めた。級別成績次の通り。

(於旭中)

級別	受験者数	合格者数	%
1	二	一	一〇〇
2	六五	〇	一〇〇
3	五四	一	一〇〇
4	二六	六三・一	六三・一〇〇
合計	一二〇	六八	五六・七

去る六月五日全国一齊に施行された英文タイピスト技能  
検定試験は、当所に於ては初めてにもかかわらず、受験者  
数も二〇名となり、合格者八名、合格率四〇%を納めた。  
成績内訳次の通り。

(於宇都宮商業高等学校)

級別	受験者数	合格者数	%
D	一五	一	一
C	一	一	一
B	八	〇〇〇〇	
A	五三	〇〇〇〇	
合計	二〇	八	四〇

#### 第十二回簿記検定試験施行

第十二回簿記検定試験は去る六月十二日全国一齊に施行  
したが、当所に於ても、宇都宮学園高等学校を会場として  
実施した。結果は次の通り。

(於宇都宮学園高等学校)

級別	受験者数	合格者数	%
1	七	一六	二二・九
2	一六	七	四三・七
3	四七	八	一七・九
合計	七〇	一七	二二・九

里小学校、第四会場宇都宮刑務所の四ヶ所に於て施行した。結果は次の通り。

記

級別	受験者数	合格者数	合格率
1	九六	一六	一六・七%
2	三五九	五三	一四・五
3	一〇三九	四六九	一四・五
4	一四七	七二	一四・五
5	一七五	六八	一四・五
6	一九七	四一	一四・五
7	一四六	九四	一四・五
計	二、一五九	八八七	四一・一

なお、次回の（第四十回）珠算能力検定試験は同会場に於て十月二十三日（第四日曜日）に実施する予定。

### 茨城・栃木県商工会議所

#### 交流会議開催される

茨城・栃木県商工会議所交流会議は栃木県商工会議所連合会が当番県として左記の通り開催された。

一、日時 五月二十四・二十五日

二、場所 日光市奥日光 小西ホテル

三、出席者 茨城県側 一八名

栃木県側 二七名

(当所よりは上野会頭、小林副会頭、藤生専務理事出席)

#### 四、議案

1. 栃木・茨城両県觀光交流会議に関する件
2. 道路整備促進に関する件
3. 柚木・茨城県商工会議所部会長交流会議開催の件
4. 商工会議所運営状況視察の件
5. 商工人野球大会開催の件

茨 城 県

1. 国鉄貨物輸送力増強に関し貨車増設の件
2. 国鉄真岡線強化並びに延長促進に関する件
3. 水戸線の東北線乗り入れ(水戸・黒磯間の列車運転)要望に関する件

栃 木 県

以上の議案について熱心に討議された結果、いづれも可決採択となり、それぞれ関係方面に建議陳情、または協議会を開催する等処理を進めている。

第一回 第二回 第三回  
五月二十三日 五月二十四日 五月二十五日  
茨城県那珂湊市 那珂湊觀光ホテル

### 茨城・栃木県商工会議所觀光 交流会議

一、日時 昭和三十五年六月二十三・二十四日  
二、場所 茨城県那珂湊市 那珂湊觀光ホテル  
三、出席者 当所出席者 保坂副会頭、野中觀光委員長、

一、日時 五月十六日午後一時  
二、会場 東京銀行協会第二會議室

### 関東商工会議所連合会幹事会

工具と鋼材  
アラマキ

Miyajimacho Utsunomiya



TEL. 3,726・6,021

四、協議事項  
二十三日午後二時協議に入るに先立ち茨城県水産試験所茨城丸(五三十トン)にて海上より各海水浴場を約一時間三十分に亘り調査をなす。  
同年後四時より協議会を開催す。那珂湊綿引副会頭開会の挨拶を述べ続いて宇都宮坂副会頭謝辞を述べ、綿引副会頭座長となり協議に入る。

1. 茨城県側各海水浴場受入団体より本年度の施設計画について詳細説明をなす。

2. 栃木県側より左記の通り希望意見あり有意義のうちに会を開めた。  
イ、駐車場設置(特に有蓋のものについて)希望(早急に計画を進める)  
ロ、シャワーディッシュ設置  
(早急に計画を進める)

ハ、貸間斡旋について  
(先方所在地会議所または町村役場の觀光課において斡旋する)

ニ、滞在者の宿泊料特別扱について  
以上のような質疑応答がありたり終了後懇親会に移る。  
第三回 第四回 第五回  
魚市場、冷凍工場を視察した後東海村原子力研究所を見学し午前十二時三十分解散した。  
以上

鞄とカバン

田中本店

株式会社

宇都宮市池上町2998

TEL. 3187・7782



## 日商だより

### 第六六回日本商工会議所常議員会

日時 五月十八日午後一時  
会場 東京産業会館六階会議室  
出席 当所より上野会頭出席  
會議内容

1. 報告事項
2. 観光委員会よりの報告

第六七回日本商工会議所常議員会

日時 六月十五日午前十時  
会場 東京産業会館六階会議室  
出席 当所より藤生専務理事出席  
會議内容

#### 1. 報告事項

1. 昭和三十五年五月業務概要報告
2. 商工会の組織等に関する法律施行に関する件
3. チリ地震津波災害に関する件
4. 昭和三十五年度全国商工会議所職員研修会に関する件
5. 全国不燃化都市建設促進連盟に関する件
6. 全国安全会議及び国民安全の日に関する件
7. その他

#### 2. 協議事項

1. 串間商工会議所昭和三十四年度会費減免に関する件
2. 新入会員承認の件（北海道・余市地方）
3. チリ地震津波災害義捐金に関する件
4. ア大統領歓迎に関する件
5. 次回常議員会開催日の件
6. その他

#### 3. 講演

最近の政局について

講師 政治評論家 御手洗辰雄氏

第一四回全国商工会議所事務理事会議

日時 六月十六日午前十時より  
会議 名古屋商工会議所

出席 当所より藤生専務理事出席  
會議内容

1. 出席 当所より藤生専務理事出席
2. 講演

商工会の組織等に関する法律公布に伴う小規模事業対策について

1. コンベンション・ビューロー設置要望方の件
2. 産業観光写真コンクールの件
3. 商業対策特別委員会よりの報告
4. 第五回全国商店サービス強化運動実施に関する件
5. 第五回全国商店サービス強化運動における重点実施項目に関する件

関東地方観光土産品評会開催について

○右は最近関東地方には内外の来訪客が増加し、又オリジナル東京開催を控えていた現在、地区内観光土産品を一堂に集め、品質、意匠、包装その他について助言ならびに指導を行ない、もつて地区内観光土産品の改良を図るため次の通り品評会を開催することとなつた。

1. 会名 関東地方観光土産品品評会

2. 会場 東商ビル

3. 日時 今秋末二日間（東商ビル完成時）

4. 出品物 地方色豊かな民芸品、特産品等で、品質意匠、包装など優秀なもの

5. 食品は衛生的で保存に耐えるもの

6. 観光土産品に適し地区内商工会議所が推せんするもの

1. 第五回全国商店サービス強化運動における重点実施項目に関する件
2. 協議事項
3. 対策について
4. 昭和三十五年度会費減免に関する件（火災・青森）
5. 国鉄貨物輸送力増強の件
6. 観光委員会よりの提案事項
7. その他

## 1. 報告事項

イ、前回本会議の協議事項の処理状況について  
ロ、商標証明の取扱い要領に関する件

ハ、実務通信講座に関する件

ニ、その他の

## 2. 説明

## 小規模事業対策について

通商産業省中小企業庁 若杉事務官  
リ 企業局 島田事務官  
リ 村田事務官

## 3. 協議事項

イ、商工会法施行にもとづく小規模事業対策などに関する要望の件 (近畿商工会議所連合会提案)

「小規模事業対策に対する補助金の早期交付要望」  
については島田事務官より善処する旨の発言あり、「地区の調整」については実情に即した方法でやるために、早めに通産省に連絡して欲しいとの同事務官よりの発言があつた。

ロ、中小企業診断員制度の再検討ならびに会議所職員の通信教育による登録資格付与制度の実施に関する件 (米子商工会議所提案)

本件は診断士法とも関連があるので、関係官庁と話し合い善処することに決定。

ハ、税理士法第五〇条改訂方要望の件

(北海道商工会議所連合会提案)

ニ、商工会議所職員に税務書類作成の権限を与えられるよう法の運用を明確にされたき件

(九州商工会議所連合会提案)

右両議案については日商において強力に実現について努力することとなつた。

ホ、全国商工会議所年鑑の編集刊行に関する件

(八戸商工会議所提案)

本件は日商において早急に編集刊行することとなつた。

ヘ、社団法人全国商工会議所職員福祉協会(仮称)の設立を計画し、将来は全国商工会議所職員共済組合に移行することを要望の件

(武藏野商工会議所提案)

本件は運営委員会の小委員会で検討することとなつた。

ト、全国商工会議所職員研修会の会場増設の件

(近畿商工会議所連合会提案)

本件は日商において小規模事業対策についての研修会を開催するよう研究することとなつた。

チ、議員バッヂの質的改良に関する件

(米子商工会議所提案)

本件は研究中である旨の発言があつた。

リ、調査統計資料の入手に関する件

本件は日商において研究することとなつた。

(米子商工会議所提案)

本件は日商において研究することとなつた。

第十四回全国商工会議所  
専務理事・事務局長会議

**サッポロビール**  
株式会社 横倉本店



宇都宮市大町120  
電話 3584・4483・6390

カ、国鉄赤字路線の整理に関する要望の件  
(北陸信越商工会議所連合会提案)  
本件は経済政策委員会に付託検討することとなつた。  
ヨ、昭和三十六年度以降防火建築費造成のための国の助成予算の大幅増額方要望の件  
(千葉県商工会議所連合会提案)  
本件は全国不燃都市建設連盟とも協力し、実現するよう努力することとなつた。

ナ、緊急動議があり、ア大統領訪日延期を遺憾とし、議会主義の確立と自由経済の維持発展について、次の申し合意を満場一致を以て決議した。

われわれは、アイゼンハワー米大統領の訪日延期を要請するの止むなきに至つた事態をまことに遺憾とするものである。  
われわれは、全国各地において議会主義の確立と自由経済の維持発展について今後一層の努力を払うことを申し合わせる。

○最低賃金法に基く最低賃金決定状況

一、法第九条に基くもの

(昭和三五・四・二〇現在)

番号	業種名	公年月日	示年月日	発効年月日	適用業者数	最適労働者数	最低賃金額
七六	秋田県セメントがわら製造業	貞・三・三	貞・三・三	貞・三・三	一五	七〇	一日 八才未満三〇円 八才以上三〇円
七七	大阪府河津長野地区鉄管縫手製造業	リボン染色	ノ・ノ・三	ノ・四・一	九	七五才以上七五八労働者	一日 三〇円
七八	福井県リボン染色整理業	ノ・ノ・三	ノ・四・一	九	一五二	一時間三〇円	
七九	福井県シャツトル製造業	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	二〇	二九〇	一日 五才と七才二〇〇円 八才以上三年未満三〇円	
八〇	広島県広島物製造業	銚	ノ・ノ・ノ	三八	一、七三四	一日 三〇円	
八一	広島県広島製造業地区水産食料品製造業	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	三〇	六四二	一日 三〇円	
八二	広島県広島製造業地区石油コショウ製造業	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	八二	八三五	一日 三〇円	
八三	大分県津久見地区機械器具工業	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	九	三六四	一日 三〇円	
八四	奈良県家庭薬製造	ノ・ノ・ノ	ノ・四・一	三〇	一二	三 (役務職員難除く三五四)	
八五	静岡県伊東地区機械器具製造	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・五	一〇	七八〇	一日 三〇円 ただし雇入れ後六ヶ月未満一〇円	
八六	静岡県紙加工業	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	一〇	七三六	一日 三〇円	
八七	静岡県藤枝地区金属製品製造	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	三〇	三一二	一日 三〇円	
八八	奈良県家庭薬製造	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	一三五	一九〇	一日 三〇円 ただし雇入れ後六ヶ月未満三〇円	
八九	奈良県家庭薬製造	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	一二五	九〇	一日 三〇円 ただし雇入れ後六ヶ月未満一〇円	
九〇	佐賀県鋳物関係製造	ノ・四・五	ノ・四・五	九〇	七八〇	一日 三〇円 ただし雇入れ後六ヶ月未満三〇円	
九一	兵庫県紡・スフ織物業	ノ・ノ・七	ノ・四・五	九二八	一九・〇五〇	一日 三〇円 ただし雇入れ後六ヶ月未満一〇円	
九二	群馬県正絹製造業	ノ・四・四	ノ・四・四	九二八	一九・〇五〇	一日 三〇円 ただし雇入れ後六ヶ月未満一〇円	
九三	神奈川県印刷業	ノ・ノ・ノ	ノ・ノ・ノ	二六一	二、三七五	一日 三〇円	
二、法第一〇条に基くもの							
番号 業種名 公年月日 発効年月日 適用地域 適用業者数 適用労働者数 最低賃金額							
二	三重県タオル製造業	貞・四・五	貞・四・五	三重県	一	一日 一六〇円 (系繰り工二合円) ただし雇入れ後一年未満二〇円	一合円
三	神奈川クリーニング業	ノ・ノ・四	ノ・ノ・四	神奈川円	一	一日 二合円 ただし雇入れ後六ヶ月未満一合円	二合円
一、主食 品							
米のヤミ直は、横浜・名古屋・和歌山で一キロ当り五〇銭と一円程度値下りしたが、青森・仙台・大阪・神戸・松山・鹿児島では多少値上りしており、一キロ当りの全国平均価格は八八円一八銭(前年同月は九〇円一七銭)となつて前月より三三銭の値上りであった。							
豆類及び野菜							
かんしよは端境期で値上りしている。にんじんは長にんじんから三寸にんじんに入れ替つたところが多く、殆どの都市で値上りしている。馬鈴薯も新物が出廻りはじめたが、出廻りが悪く一齊に値上りしている。一方、キ							

全国小売物価概況 (昭和三〇年Ⅱ一〇〇)

昭和三五年五月

五月の全国総平均指数は、一〇五・七で前月に比し〇・一%の上昇(前年同月に比し三・七%の上昇)であった。これを類別についてみると、食料品は〇・五%の上昇、衣料品は〇・一%の低下、建築材料は〇・七%の低下、燃料灯火は〇・五%の低下、雑品は〇・一%の低下であった。食料品の小分類では主食品、豆類及び野菜、畜産食料品、加工食料品、嗜好品は上昇、水産食料品、調味料は低下している。

主食 品

米のヤミ直は、横浜・名古屋・和歌山で一キロ当り五〇銭と一円程度値下りしたが、青森・仙台・大阪・神戸・松山・鹿児島では多少値上りしており、一キロ当りの全国平均価格は八八円一八銭(前年同月は九〇円一七銭)となつて前月より三三銭の値上りであった。

豆類及び野菜

かんしよは端境期で値上りしている。にんじんは長にんじんから三寸にんじんに入れ替つたところが多く、殆どの都市で値上りしている。馬鈴薯も新物が出廻りはじめたが、出廻りが悪く一齊に値上りしている。一方、キ

ヤベツは北海道・東北の一部で値上がりしているが、そのほかでは出荷が盛んで値下りしており、玉ねぎも例年通りの値下りをみている。大根とねぎはところによつて一樣でない。

### 畜産食料品

豚肉は瀬戸内から緊急輸入した月には多少の値下りをみてるものゝ総じて値上りの傾向が強く前月に比べて二・一%の値上りをみている。前年同月に比べれば二六・三%の大巾な値上りである。牛肉も前月に引続き多少値上りしている。牛豚肉のこのような値動きにつれて鶏肉も昨年八月頃からジリ高を続けており、八月からみれば六・七%の値上りとなつていて。鶏卵は騰落いろいろである。

### 水産食料品

水産食料品は例年寡漁期の二月に最高となり、六七月に最低をしめすのが普通である。今はさば、いわしひらがが多く一齊に値下りしている。まぐろ、いか、塩干物は騰落一様でない。

### 調味料

販売競争が激しいため前月に引続いて化学調味料の値下りしたところが多い。砂糖、食用油は今月に入つて値上りしたところが多い。

### 衣料品

木材は角、板材とも若干の都市で値下りしているものゝ概して値動きが少ない。しかし鉄鋼二次製品の亜鉛鉄板くぎは需要低調、論出も振わず値下りしたところが多い。富士絹・サージ等全般的に軟調である。ワイシャツ・タオル・靴下など二次製品は値動きがない。

### 嗜好品

りんごは端境期で一齊に値上り、みかんは店頭から姿を消した。

### 加工食料品

りに転じた都市も若干あらわれはじめている。

品薄の梅干は前月より五・七%の値上りとなつている。

そのほかたくあんもやゝ強含みである。

### 全国平均類別指數 (昭和30年=100)

月別	類別	総平均	食料品	主食品	豆類及 び野菜 食料品	畜産 食料品	水産 食料品	調味料	加工 食料品	嗜好品	衣料品	建築 材料	燃料 灯火	雑品
30年平均		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
31年平均		101.2	99.4	98.0	93.8	101.9	102.2	96.2	99.3	104.3	101.8	112.8	101.9	101.8
32年平均		104.7	102.4	99.1	107.3	102.9	108.4	97.5	105.4	98.7	102.8	120.0	113.3	104.0
33年平均		101.9	100.0	100.4	96.5	100.4	108.3	95.9	104.0	96.6	98.7	109.9	109.3	103.3
34年平均		102.6	101.4	100.5	101.7	100.6	111.6	95.2	105.9	95.7	97.5	114.8	107.4	104.0
34年4月		103.2	103.2	100.6	115.0	96.9	112.9	74.7	105.4	97.2	96.3	113.1	106.9	103.2
5月		101.9	100.8	100.6	101.6	97.5	108.7	94.6	105.3	98.0	96.4	113.4	106.5	103.6
6月		100.7	98.5	100.6	88.5	98.4	105.7	95.0	104.8	98.0	96.2	113.1	105.8	103.7
7月		101.3	99.6	100.5	91.6	99.3	108.5	95.0	105.0	98.5	96.2	112.7	105.6	103.8
8月		102.8	102.3	100.5	103.8	101.7	113.9	95.2	105.5	96.9	97.0	113.4	105.8	103.9
9月		102.9	101.4	100.5	100.7	102.1	109.7	95.6	106.7	96.3	98.5	116.5	106.1	104.7
10月		104.6	103.5	100.5	109.0	103.1	113.0	95.7	107.7	96.7	99.7	120.8	107.3	105.0
11月		104.1	102.1	100.3	100.1	105.1	113.8	95.8	108.5	94.2	100.5	121.6	108.6	105.2
12月		103.5	100.5	100.2	92.4	105.7	111.4	96.5	108.4	93.2	101.0	120.8	109.7	105.4
35年1月		104.3	102.0	100.2	95.2	105.7	118.6	96.5	108.1	93.6	101.0	120.3	110.9	105.5
2月		104.9	103.2	100.2	103.4	105.2	116.7	96.4	107.8	95.3	100.8	119.6	111.3	105.5
3月		104.8	103.2	100.3	104.8	103.7	114.5	96.3	107.9	97.0	100.2	119.8	111.0	105.4
4月		105.6	104.9	100.3	111.5	103.9	113.0	95.7	110.3	100.3	99.9	119.8	110.0	105.3
5月		105.7	105.4	100.5	115.8	104.4	109.4	95.4	112.0	101.1	99.8	119.0	109.4	105.2

### 宇都宮平均類別指數 (昭和30年4月=100)

35年5月	104.0	100.8	103.8	99.1	92.6	103.7	109.8	98.1	94.4	108.4	113.5	104.9	114.0
-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------

(注) 宇都宮の指数が昭和30年4月を基準としているのに対し、全国平均指数は昭和30年の12ヶ月の平均を基準としている為幾分宇都宮の価格は高値を示している。



会議室使用料 (単位円)		室別 使用者	半日	一日	電灯料
第一会議室	第二会議室				
一般	一般	三五〇〇	五〇〇〇	八〇〇〇	一一〇〇
第三会議室	会員	二五〇〇	四〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
		二五〇〇	五〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇

◆各室の備付椅子による収容人員  
第一会議室 六〇人位まで  
第三会議室 二〇人位まで  
なお二階ホールは東京電力(株)栃木支店宇都宮営業所

## 当所会議室をご利用下さい

会議室使用料  
(単位円)

毎月第一土曜日の午後には弁理士堀田健蔵先生が出張されます。  
士先生一人ご出張願っております。

商取引、開業、金融、経理、経営、税務、労務管理等  
については常時、職員が相談、指導または斡旋申上  
げており、その他商取引関係の信用調査もお引受け  
致します。

(八月は五日、九月は二日)

法律相談  
毎月第一金曜日には弁理士堀田健蔵先生が出張されます。  
(八月は五日、九月は二日)

## ○定期相談

発明相談 (特許、意匠等の相談)

（八月は五日、九月は二日）

左記の各種相談業務に当させております。今回、商工会の組織等に関する法律の公布に伴い、小規模事業対策推進のため増員の手配中であります。特別に費用のかかるものを除き無料で、親切に且秘密に御相談に応じておりますからご遠慮なくご利用下さい。

## （相談業務種類）

## ご 利 用 下 さ い

## 宇都宮中小企業相談所を

の料金係にお貸しております。(社屋増築完了まで向う一ヵ年間の予定)

## ご入会のおすゝめ

商工業者の皆様!!

まだ会議所会員でない方は、会議所事業推進にご協力

と、こ自身の格付のために当会議所にご入会下さい。

年間会費 個人 一口 七〇〇円

法人 一口 一、四〇〇円

(特定商工業者負担金、年額五〇〇円と右の会費とは別ですから念)

## 宇都宮手形交換高 (単位千円)

年月	手形枚数	金額	不渡手形
			年月
卅五年五月	三	五、五七、一八〇	五月
六月	三	六、三〇、〇四	六月
リ	一	一、三三	七月
	一	一、七九	八月

## 事務局だより

五月

- 一日 横木相互銀行駅前支店新築落成式に上野会頭出席
- 二日 宇都宮市社会教育委員会に藤生専務理事出席
- 三日 憲法施行記念行事「法律相談」実施(横木県弁護士会と共催)相談者二三名
- 四日 宇都宮県立自然公園指定記念「宇都宮観光まつり」開始五日まで
- 五日 発明相談 弁理士堀田健蔵先生
- 六日 宇都宮中小企業従業員退職金積立組合役員会開催
- 七日 従業員家族慰安会開催につき打合会 当所および商店街連盟役員一八名出席
- 八日(日) 第十二回和文タイプスト技能検定試験施行(別記の通り)
- 九日 市内中心地に公設駐車場設置方請願書および宇都宮・足利間即時通話実施促進運動につき請願書を宇都宮市長外関係方面に提出
- 十日 東電主催の東京商店照明視察に小川職員参加
- 十一日 横木県商工会議所連合会事務局長会議開催
- 十二日 伊勢崎市議会議員一〇名、当地商店街視察のため来所、荒牧商業部会長および本村青年会議所理事長応待
- 十三日 伊勢崎市中小企業五互助会融資審査会開催
- 十四日 横木県損害保険業協会創立総会に藤生専務理事出席
- 十五日 関東財務局宇都宮財務部理財課長上条正日出席
- 十六日 横木県中小企業団体中央会通常総会に藤生専務理事出席
- 十七日 事出席
- 十八日 宇都宮市中小企業五互助会融資審査会開催
- 十九日 関東財務局宇都宮財務部理財課長上条正日出席

- 任挨拶のため及び鈴木権四郎氏新任挨拶のため來所  
日本専売公社宇都宮地方局総務部長高林修氏、新任挨拶のため來所  
日本通(株)宇都宮主管支店長代理今村三郎氏、転任挨拶のため來所
- 十五日(日)第一回国民珠算競技大会に、栃木県より選手一六名参加の外当所より鶴山職員出張(別記の通り)
- 日本珠算連盟第一回理事会および第一五回常任理事会に、小川職員出席
- 栃木県青年会議所親善野球大会を県営総合グラウンドに於て開催
- 日本通(株)宇都宮主管支店長鈴木修氏および同支店長代理安達久太郎氏、新任挨拶のため來所
- 長野商工會議所より一二名当地商店街視察のため來所、荒牧、青木、篠崎議員応待
- 第六六回日本商工會議所常議員会に、上野会頭出席(別記の通り)
- 十九日(日)宇都宮中小企業従業員退職金積立組合臨時総会開催(別記の通り)
- 廿二日(日)東京都北千住電車通りサービス会員二六名、当地商店街視察のため來所
- 廿三日 上野会頭、宇都宮市街地開発組合県・市連絡協議会参与に委嘱する
- 廿四日 宇都宮消防記念会発会式に荒牧商業部長出席
- 廿五日(日)茨城・栃木県商工會議所経済交流会議開催(別記の通り)
- 廿六日 宇都宮優良店会創立十周年記念式典に、会頭代理にて荒牧商業部長出席
- 廿七日 宇都宮観光協会理事会並びに定期総会に、藤生専務理事出席
- 廿八日 宇都宮市中小商業機械設備資金審査会開催
- 廿九日(日)第九回計算尺技能検定試験施行(別記の通り)
- 卅一日 宇都宮市中小工業機械設備資金審査会開催
- 宇都宮市街地開発組合県市連絡協議会に、藤生専務理事出席
- 卅一日 桜木県商工會議所連合会事務局長会議開催
- 宇都宮市中小商工業設施改善資金融資審査会に、藤生専務理事出席
- 廿一日 宇都宮市街地開発組合県市連絡協議会に、藤生専務理事出席
- 廿一日 宇都宮防犯協会通常総会に、藤生専務理事出席
- 六月
- 一日 藤生専務理事、東京電力(株)栃木支店の一日支店長となる
- 二日 日立商工會議所大川事務局長および海野日立市産業課長、観光土産品展示会開催につき挨拶のため來所
- 三日 首都圈整備計画講演会に、上野会頭出席
- 四日 発明相談弁理士堀田健蔵先生
- 五日 従業員並に家族慰安大会につき打合会開催
- 六日 若松商工會議所より商工會議所の運営等研究のため石田議員来所
- 十五日(日)第一回全国商工會議所専務理事、事務局長会議に藤生専務理事出席(別記の通り)
- 十六日 商工青年学級開講(別記の通り)
- 十七日 木製品塗装技術講習会に小川職員出席
- 十八日 市川商工會議所商業部会員六〇名、当地商店街視察のため來所、野沢、宇賀神職員応待
- 十九日(日)商工青年学級開講(別記の通り)
- 二十日 当所議員竹石丑松氏の御母堂葬儀に、会頭代理にて野沢職員参列

## 菓子問屋

株会社

東京都台東区浅草芝崎町1の5  
TEL 根岸(871) 8216



宇都宮営業所・宇都宮国鉄駅前  
TEL 宇都宮 3133

# 名鉄運輸株式会社

社長 岡川菊造

本社	宇都宮市塙田町281 TEL. 3,380
東京営業所	東京都中央区港町1~9 TEL. (551) 2,351
仙台営業所	仙台市東二番町73 TEL. (2) 5,702
福島営業所	福島市陣場町63 TEL. (2) 4,606
郡山営業所	郡山市原田町5 TEL. 3,367

中小企業の総合的PR機関として五月十三日に創立総会を開いて発足した「社団法人中小企業PRセンター」では

## 「中小企業の時間」を お聞き下さい

- 一、個人所得税の予定申告
- 二、固定資産税の納付  
（第一期）  
以 上 八月一日まで
- 三、個人事業税の納付  
（第二期）  
一、住民税の納付  
以 上 八月十日まで

日本短波放送

- 甘三日 楠木・茨城県商工会議所観光交流会議に、藤生専務理事および小川職員出席（別記の通り）
- 甘四日 生専務理事および鶴山職員参加
- 甘五日 鉄道貨物協会幹事会並に通常総会に、上野会頭出席
- 甘六日(日) 第三十九回珠算能力検定試験施行（別記の通り）
- 甘七日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催
- 甘八日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘九日 夏まつり打合会開催
- 甘十日 商工青年学級開講
- 甘十一日 宇都宮鐵道管理局設置促進連盟幹事会に、藤生専務理事出席
- 甘十二日 小林副会頭御母堂の告別式に、上野会頭、藤生専務理事外議員多数参列
- 甘十三日 宇都宮青色申告会通常総会開催
- 甘十四日 夏まつり打合会開催
- 甘十五日 商工青年学級開講
- 甘十六日 宇都宮市中小企業機械設備資金融資審査会に、藤生専務理事出席
- 甘十七日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘十八日 夏まつり打合会開催
- 甘十九日 宇都宮青色申告会通常総会開催
- 甘二十日 宇都宮鐵道管理局設置促進連盟幹事会に、藤生専務理事出席
- 甘廿一日 宇都宮市中小企業機械設備資金融資審査会に、藤生専務理事出席
- 甘廿二日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘廿三日 宇都宮青色申告会通常総会開催
- 甘廿四日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘廿五日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘廿六日(日) 第三十九回珠算能力検定試験施行（別記の通り）
- 甘廿七日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催
- 甘廿八日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘廿九日 夏まつり打合会開催
- 甘三十日 宇都宮鐵道管理局設置促進連盟幹事会に、藤生専務理事出席
- 甘廿一日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘廿二日 宇都宮鐵道管理局設置促進連盟幹事会に、藤生専務理事出席
- 甘廿三日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘廿四日 宇都宮鐵道管理局設置促進連盟幹事会に、藤生専務理事出席
- 甘廿五日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘廿六日(日) 第三十九回珠算能力検定試験施行（別記の通り）
- 甘廿七日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催
- 甘廿八日 宇都宮青年会議所通常総会開催
- 甘廿九日 夏まつり打合会開催
- 甘三十日 宇都宮鐵道管理局設置促進連盟幹事会に、藤生専務理事出席

## ● 税のしるべ

新しいデザインと技術優秀な東京商品の販路拡張を目的とする「常設東京新製品展」が、東京産業会館（千代田区大手町一の二）一階飾窓に展示開催されています。東京商品仕入のご参考のため、今後の予定をお知らせします。

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ○七月十一日(火)~十九日(日) | 新規マネキン              |
| ○七月二十日(水)~廿二日(金) | 染物着尺                |
| ○七月廿三日(土)~廿六日(火) | ビニール製品              |
| ○七月廿七日(水)~三十日(火) | 婦人服装                |
| ○七月廿八日(木)~廿九日(金) | 文具・紙製品              |
| ○七月三十日(土)~廿二日(火) | 伝票整理機               |
| ○七月廿三日(水)~廿六日(火) | 皮革製品全般              |
| ○七月廿七日(木)~廿九日(火) | ゴム履物・ケミカルシユーズ       |
| ○七月廿九日(土)~廿二日(火) | 一九六〇年の婦人服ファッショングループ |
| ○七月廿九日(土)~廿二日(火) | 綿織物および化織織物          |
| ○七月廿九日(土)~廿二日(火) | 鏡台・鏡金般              |
| ○七月廿九日(土)~廿二日(火) | 家具調度品               |
| ○七月廿九日(土)~廿二日(火) | 秋の染織物               |
| ○七月廿九日(土)~廿二日(火) | 紹文紳士服               |
| ○七月廿九日(土)~廿二日(火) | 新らしい東京の産業           |

## 夏まつりの期日決定

今年の「夏まつり」は、関係者協議の結果次の五日間実施のことに決定しました。

八月五日(金)より~五日間

行事内容は未定ですが恒例の花火大会は、場所の関係で残念ながら出来なくなりそうです。

## ● 懸賞作文募集

### 一、課題

「計算尺を使うことを友だちにすゝめる」

学校や家庭でどんなことに計算尺が役立ったか、又それについて特に感じた事柄などを具体的に書いて

友達に勧める文を作る。

### 一、応募規定

中学校、高等学校の生徒に限る。  
○原稿枚数

四〇〇字詰原稿用紙一〇枚以内で自筆の

ハ、原稿送り先 日本商工会議所

ニ、募集締切 十月三十一日  
○但し当方は十月十五日までに宇都宮商工会議所に

中小企業者およびその従業員を対象としてラジオ放送をしております。

日本短波放送で、日曜日を除き毎朝七時四十五分から十五分間の「中小企業の時間」です。

放送内容および原稿担当者は次の通りで、さつとお役に立つと思いますので、多数お聞きになることをお勧め致します。

○月曜日 これからの経営（組織問題、経営形態その他一般。中小企業庁広報課）

○火曜日 利益をあげるコツ（計数による新しい経営。中小企業庁経営課事務官中谷通達氏）

○水曜日 人の使い方、使われ方（人事管理、店員教育など。日本商工会議所商工指導部長福士敏光氏）

○木曜日 売上げをのはすには（販売促進。セールス・プロモーション・ビューロー会長八木省三氏）

○金曜日 入りよい店（商業技術一般。東京都商工指導所主事角実氏）

○土曜日 中小企業庁広報課、中小企業PRセンター製作部）

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格
(イ) 主食	精米	1 kg	83	及野	大根	1 kg	13	(イ) 副食	まぐろ	100g	18	工食料品	こんにゃく	100g	3
	(鰯)	ク	85	にんじん	ク	30	水産食料品	さわら	ク	6	竹輪	ク	7	6	
	(外米)	ク	63	キヤベツ	ク	20	いわしがけ	ク	ク	一	たかん	ク	22		
	(準内地米)	ク	74	ねぎ	ク	25	塩	ク	ク	8	梅干	ク			
	糯米	ク	91	玉ねぎ	ク	20	干の	ク	ク	35	りんご	kg	72		
	精麦	ク	55	牛肉	100g	65	牛の	ク	ク	23	みかん	ク	—		
	小麦粉	ク	55	豚肉	ク	55	醤味	本	140	清酒	ク	20			
	食パン	100g	10	鶏肉	ク	50	味の	kg	75	ビール	ク	825			
	干うどん	ク	5	牛乳	1 本	10	素	個	230	サイダー	ク	113			
	あづき	100g	14	卵	100g	19	塩	kg	21	緑茶	100g	33			
(ロ) 豆類	かんしょ	1 kg	20	鶏バタ	1 函	170	糖	ク	140	紅茶	1 かん	35			
	ばれいしょ	ク	30	粉	1かん	300	油	ℓ	180	茶光	10本	150			
							豆油	100g	3	たばこ		30			
							あ	ク	20						

## 小売物価調査報告表

(昭和三十五年六月十五日現在)

議員 竹石丑松氏の御母堂マス氏  
副会頭 小林洋氏の御母堂ムメ氏  
主催 日本商工会議所

弔慶

弔

六月十五日逝去  
廿六日逝去

原稿お届けのこと。

審査は中学校の部、高等学校の部に分けて行う。  
入賞は各部とも一等一名、二等一名、三等一名、佳作

二〇名とし、それぞれ賞状および記念品を贈呈する。

なお入賞者の所属学校へは記念品を贈呈する。

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格
(イ) 衣料品	晒木綿	1 米	23	(イ) 建築材料	杉角材	1 石	5,500	(イ) 雜品	皮短靴	1 足	3,000	(イ) 品	歯みがき粉	1 袋	20
	キヤラコ	ク	93		杉板	1 坪	500		運動靴	ク	300		歯ブラシ	1 本	50
	スマスリル	ク	60		亜鉛鉄板	1 枚	290		げた	ク	350		飯茶わん	1 個	20
	綿ネル	ク	110		くぎ	100g	9		洋傘	1 本	380		なべ	ク	390
	人富士絹地	ク	55		疊表	1 枚	330		半紙	1 帖	10		やかん	ク	390
	サード	ク	380		板ガラス	ク	85		ちり紙	百枚	25		バケツ	ク	150
	打綿縫糸	本	1,225		木炭	1俵	460		ノート	1 冊	25		マツチ	1 袋	25
	毛糸	1 把	18		まき	1 束	55		鉛筆	1 本	10		アルコール	1 瓶	400
	男子ワイヤック	1 本	1,500		石炭	1 叱	520		せつけん(浴)	1 個	27		電球	1 個	65
	ブロード	1 米	170		灯油	1 ℥	28		クリーム	ク	20		脱脂綿	1 袋	30
	男子靴下	1 足	130		火	1 袋	240		(洗)	ク	120				
	タオル	1 枚	55		ガ	40立	976		ボマード	ク	80				
					電	40W	420								

## 編集後記

当会議所では「会員並特定商工業者名簿」を本年中には作成の計画であります。

ついては、お知合いの地元商工業者で、まだ商工会議所会員でない方に、入会を勧めて上げて下さい。

また、特定商工業者で負担金未納の方は、至急お払込み下さいようお願い致します。

下さるようお願い致します。

# 貿易、為替自由化計画大綱

宇都宮商工会議所

昭和三十五年七月十五日

## 決まる

### ——三年後に八〇%～九〇%（石油、石炭を自由化した場合）目標——

☆：貿易、為替自由化計画について、かねて経済企画庁関係各省間において検討

☆：討されていたが六月廿四日、貿易、為替自由化促進閣僚会議において下付

☆：記大綱が承認され、近く閣議で正式決定されることとなつた。大綱には自：☆

☆：由化の基本方針、自由化に伴う経済政策の方向、商品別の自由化計画及び：☆

☆：為替面における自由化の概要などを明示している。☆

### 第一 自由化の基本方針

貿易および為替の自由化は、IMFやガットの精神に明らかなように、各国の経済交流を活発にし、世界経済全般の發展を図るための基本的な方向であるが、最近では、世界経済における大きな流れとして發展をみるに至り、わが国としても、國際社会の一員として、かかる自由化の大勢に積極的に順応してゆくことが肝要な情勢になつてゐる。

資源に乏しく人口の多いわが国経済が今後長期にわたつて發展するなれば、世界の経済交流の進展に即応しつつ海外諸国との自由な交易を一層拡大してゆくことが不可欠の要件であると考えられるので、自由化を極力推進することは、世界経済の發展のための國際的要請たるのみならずわが国経済自体にとって、きわめて重要な課題となつてゐる。

これまでわが国は、戦後の復興と國際取支上の困難のために、貿易および為替の管理を行なつてきたが、ここ数年國際収支の好転、外貨準備の増加に応じて、逐次その制限を緩和し、自由化を進めてきたのである。しかして最近の日本経済は、その高い経済成長を国内物価の安定と國際收支の黒字基調の下に達成しつつあり、今後とも施策よろしきを得れば、高度成長の持続と相まつて自由化をさらに推進し得るものと判断される。

このような自由化への内外の情勢にかんがみ、この際、貿易および為替の制限を積極的に緩和し、經濟的合理性に即した企業の自主的な創意と責任を一層重視することはわが国経済に對して多くの好ましい効果を期待することができる。すなわち、自由化により、從來の管理統制に伴う非能率や不合理性は排除され、低廉な海外原材料等の自由入手が一層容易となり、産業のコストは引下げられ、企業化は經濟資源の一層効率的な利用を可能ならしめ、經濟の體質改善を促進するとともに、広く国民の生活内容の向上に寄与し、もつてわが国経済全体の利益を増進するものである。

しかしながら、實際に自由化を促進するに當つては、まず長年にわたり封鎖的經濟の下で形成された産業經濟に及ぼす過渡的な影響に十分考慮を払う必要がある。またわが國経済は西歐諸国と異なり、過剰就業と共に伴う農林漁

業における零細經營および広汎な分野における中小企業の存在などの諸問題を抱廻し、また育成過程にある産業や企業の經營、技術上の弱点など多くの問題を有している上にわが国をとりまく國際環境についても、歐州共同市場のような長期的に安定した協力経済圏を有していないこと、およびわが国に対しなお差別的な輸入制限措置がとられてゐる例が多いことなどについて注意する必要がある。

したがつて、自由化の推進にあたつては、わが国經濟の特殊性に対する慎重な配慮を払いつつ、順序を追つた計画的な実施を図るものとするが、自由化はわが国の長期にわたる經濟發展の基礎を固める重要な方策であるので、貿易および為替の自由化とこれに伴う經濟の自由な運営が、わが國經濟に与える積極的利点に対する基本的認識の下に、内外にわたる經濟政策の展開と相まつて、これを強力に推進するものとする。

### 第二 自由化に伴う経済政策の基本的

#### 方向と対策

經濟の安定的成長を維持しつつ構造上の諸問題の解決に努め、わが国經濟の体質改善強化により長期にわたる經濟發展を図ることは、從来から一貫する經濟政策の基本的方向であり、自由化促進を契機として今後においては一層重要となるのであるが、これと同時に、當面自由化に伴い直接必要となる関税率および制度の改正、經濟秩序の過渡的混乱防止などの諸対策については、自由化の計画的推進と歩調を合わせてその適切な実施を図らなければならない。

したがつて、當面の諸対策については極力その具体化を急ぐとともに、成長、構造などに関する基本的經濟政策については、以下に述べる方向に即してその実現を図るよう引き続き強力に推進するものとする。

#### 一、經濟の安定を保持しつつ高度成長を図る

貿易および為替の自由化の進展に伴い国内の物価と需要の変動が輸出入に直接に反映するなど、國內經濟と國際經濟の関係がより密接となるので、わが国經濟の今後の運営に當つては、經濟の均衡保持の政策が一層重視されなければならない。したがつて、金融の彈力的調節機能の整備を進めるとともに、財政金融政策の適切な運営を図り、円価値の堅持と經濟安定に一層の留意を払わなければならぬ。したがつて、金融の彈力的調節機能の整備を進めるとともに、財政金融政策の適切な運営

ければならないことはもとよりであるが、同時に経済の高度成長による国民所得水準の向上と雇用機会の増大がわが国経済政策の基本目標であることにかんがみ、輸出の拡大、経済基盤強化のための投資の拡充など、経済発展のための諸施策を積極的に展開する必要がある。

## 二、雇用の拡大と流動性向上に努める

雇用面については、長期的にはわが国経済の高度成長の過程において解決されることが予見されるのであるが、わが国経済は、なお不完全雇用状態にあるので、自由化に伴う雇用面での過渡的なまざつについて、西欧諸国の場合以上に深い考慮を払わなければならない。したがって自由化に伴う雇用面の対策としては、基本的には、経済の高度成長の持続による雇用量の増大を期するとともに、当面とくに問題のある産業分野については、労働の流動性の向上に努め、職業訓練、広域職業紹介など、所要の施策の強化拡充を図るものとする。

## 三、輸出の拡大と経済協力の推進を図る

自由化により、当面輸入は増加するであろうが、自由化に伴う経済体質の改善とコスト引下げは、今後の輸出競争力強化に大きな役割を果し、輸出の伸長に寄与するものと考えられる。しかしながら、今後より一層輸出の拡大を図るために、わが国のおかれた国際的環境の現状にかんがみ、この際とくに海外市場対策を重視し、わが国商品について差別的輸入制限を行なつておる国に対してその撤回を強く要請するとともに、秩序ある輸出の拡大に努めるものとする。

自由化に関連した後進諸国との貿易については、当面これら諸国産品の輸入に一段の工夫を払い、輸出の伸長にも資することが必要であるが、長期にわたるこれら諸国との経済交流の促進とわが国の効率的資源利用の見地から、後進国の産業の開発に寄与する海外経済協力および技術協力を、この際積極的に展開するものとする。

## 四、自由化の積極的利点を生かしつつ産業構造の高度化を推進する。

重化学工業を中心として産業構造の高度化を進めるることは、長期的な経済発展を図るために重要な方策として従来から強く推進されてきたところである。目下進展しつつあるわが国産業の重化学工業化の方向は、わが国経済の発展に伴う需要構造の変化などに支えられて、相当根強いものがあるので、自由化によつて直ちにこの方向が妨げられるものとは考えないが、発展の過程にあるわが国の重化学工業においては、技術水準十分でない業種も少なくないことには十分注意を払う必要がある。

したがつて、今後の施策の方向としては、自由化を契機として高度で多角的な国際分業関係が成立することに留意し真に育成を要する業種についてはその国際競争力の涵養のための積極的施策を講ずるなど、今後の国際貿易構造の変化に対応しつつ、産業構造の高度化施策を從来以上に積極的に推進するものとする。重化学工業の急速な強化育成と関連し、その原料とし

ての内外資源の効率的利用を図る必要があることにかゝり、原料資源の自由化の方向をさらに進めるとともに国内資源産業については合理的な生産体制を前提とする安定した供給源としての役割を考慮して、設備の近代化、経営基盤の強化など所要の対策を強力に推進するものとする。

また、産業構造高度化の過程において各種産業にわたり技術水準の向上がとくに必要であるので、優秀な外国技術の導入を促進するとともに、研究体制の整備改善などの諸施策を推進して試験研究活動の活発化を図るものとし、あわせて研究成果その他の新技術の実用化と普及について所要の施策の強化に努めるものとする。

## 五、農林漁業の体質改善および中小企業の近代化に努める。

わが国農林漁業は、国際的にみて著しく小規模經營低生産性であるのみならず、国内的にも他部門に比して低い所得水準の下に過剰な雇用をかかえているので、現状では所得に大きな影響を及ぼす重要農産物および沿岸水産物は自由化に適しない状況にある。しかしながら、長期的観点から国際的自由化のすう勢に即応しつつ、これに耐えうる農林漁業を育成し、他部門との所得格差の是正に努める必要がきわめて大きいので、試験研究の充実、生産基盤の強化などによる生産性の向上、畜産、果樹部門の育成などによる就業構造の改善、加工部門の育成、価格の安定および流通の合理化ならびに協同組合活動の促進など農林漁業の体質改善施策を着実に推進するものとする。

また、中小企業については、業種業態の多様性のため自由化の影響が異なるので、自由化に関連した業種ごとに取引関係の改善など所要の指導措置を積極的に進めることほか、設備、技術、経営の近代化、組織力の強化、金融の円滑化等に関する従来の諸対策を改善強化し、輸出の伸長など積極的な経済発展担当者としての機能を健全に培養するよう努めるものとする。

## 六、企業の体質改善のための環境整備に努める。

自由化により企業は国際的水準での競争にさらされることになるので、その経営の基盤を一段と強固にするため、自己資本の充実など体質の改善を図ることとが必要である。

このためには、まず企業自らが経営の合理化、資本構成の是正、その他一層の工夫と努力を傾注すべきことはもとよりであるが、このような企業自らの努力を促すような環境を整える見地から、自己資本の充実を図る方向で企業課税を中心とする税制全般の再検討を急ぐものとし、なお当面技術革新の進展、産業の構造的変化に即応する償却制度の改善などを行ない、内部資金の増強に資するものとする。

今後の経済発展に必要な産業資金については資金需要の合理的均衡を保持する基礎的条件を整えつつ資本取引の制限緩和に伴う安定的外資の流入の促進と相まってその調達の円滑化を期する。また金利については、その資金需給調節作用を十分はたらかせることを基本とするが、低利外資の導入を契機として金融機関の經營合理化と国内資金コスト引下げの努力を促し、わが国金利の国際金利水準へのさや寄せに努め、企業の投資需要の合理的調整と借入依存度の低下と相まって、全産業を通ずる企業の金利負担の低減に資するものとする。

## 七、産業秩序の整備を図る。

自由化に伴い企業の自由な競争体制を尊重し、これを原則とすることはもとよりであるが、企業の国際的立場における競争関係および企業に対する国際経済の直接的影響については十分な配慮を必要とする。したがつて、企業の過当競争を防止して産業秩序の確立を図るため、自由化に伴う過渡的な混乱を防止するための企業の協調体制の整備を図るほか、企業規模の拡大、専門生産体制の確立、設備投資の調整、原材料購入の合理化などが円滑に行なわれ得るよう措置するものとする。

## 八、関税率および制度を改正する。

輸入数量の直接的制限の緩和に伴い、関税の産業政策的役割が一層重要となるが、現行関税は、わが国産業構造の現状に即しないのみならず、自由化の観点から問題が多い。

各商品の自由化については関税面の対策を必要とするものが相当あるので自由化を促進する観点も含めて早急に関税定率法等の改正を図り、関税品目の再分類関税率の合理的な調整および従量税制の拡充を行なうとともに、外国品の急激な輸入増加や大幅な価格変動などにより被る国内産業の打撃を防止するために緊急条項その他関税機能の充実を期し得るよう特段の配慮を払うものとする。

## 第三 商品別の自由化計画

### 一、方針

- (1) 商品別の自由化を実施するに当たり、商品をおおむね次のグループに区分し、所要の対策と相まって計画的な実施を図るが、同時に、内外情勢の推移に対応した弾力的な運用を期するものとする。
  - (i) 早期に自由化するもの
  - (ii) 早急には自由化できないが、おおむね三年以内を限度として、その間可及的速かに自由化するものの（近い将来に自由化するもの）
  - (iii) 現状からの判断では、上期期間中に自由化するところには問題があるが、極力近い時期に自由化するよう努めるもの（所要の時日をかして自由化するもの）
  - (iv) 自由化は相当期間困難なもの
  - (v) 商品別の自由化実施の順序および方法については、次の諸点を総合的に勘案するものとする。
  - (vi) 自由化は、原材料コストの引下げを始点として全

### 二、計画の概要

#### (1) エネルギー部門

エネルギー価格の国際水準へのさや寄せは、自由化による大きな利点である。石油については、自由化に即した業界体制の整備を図りつつ近い将来の自由化を考えてよい状態にあるが、現在、石炭の合理化計画を進めつつあり、石炭の雇用問題を漸進的に解決する必要もあるので、石炭および石油の自由化実施時期については、慎重な配慮が必要である。したがつて、適正出炭規模を前提として現行合理化計画完了後ににおける炭価と、その時における重油価格とをにらみあわせて、石炭、重油を通ずる安定的エネルギー価格の保持が可能になるような対策などエネルギーに関する総合対策の樹立を図りつつ、石炭および重油の自由化を進めるものとする。

#### (2) 鉄鋼

鉄鋼は重工業部門の基礎であり、その低廉な国際価格による安定的供給が各種商品自由化の基本的前提であることにかんがみ、設備の近代化および原材料価格の安定と引下げに努めるものとし、銑鉄、普通鋼材については早期に、特殊鋼、フェロアロイについては近い将来逐次自由化する。  
亜鉛鉄板などの他の鉄鋼製品についても、素材価格の引下げに努めつつ、早期または近い将来に自由化する。  
非鉄金属および同鉱石  
鉄鋼と並んだ基礎的原材料としての重要性にかんがみ、国際価格へのさや寄せを目標として極力価格の引下げに努めるものとし、アルミニウム、マグネシウムは近い将来自由化するが、銅、鉛、ニッケル

製品にその効果を波及すべきものであるので原材料部面の自由化については、所要の対策の推進と相まって、極力早期に自由化することを建前とする。

(2) 国産品との競合度の低いもの、または国産品の競争力のあるものから順次自由化する。

(3) 需要産業または消費者の利益が自由化により著しく増加するものについては、所要の対策を講ずることによつて可及的速かに自由化する。

(4) 法律その他の措置に基づく合理化計画または育成計画により技術の開発または合理化に努めつあるものは、その成果を勘案し自由化する。

(5) 本計画を推進することにより、昭和三十五年四月現在において四十名であった自由化率（政府輸入物資を除く昭和三十四年輸入通関総額において占める自由な輸入にかかる商品額の割合）を三年後においておおむね八〇%、石油、石炭を自由化した場合にはおおむね九〇%に引上げることを目途とする。



ムホースなど一部のものを早期に、自動車タイヤ・チユーブなどその他は近い将来に自由化する。

皮革製品については、輸入量の増大を図りつつ、自由化に所要の時日をかし、慎重な配慮を払う。

雑貨は、自由化されていない残余について輸入量の増大を図りつつ、その大部分を近い将来に自由化する。

酒類については、ビールなどを早期に自由化し、ブドウ酒、ウイスキーなどは輸入量の増大を図りつつ、所要の時日をかして逐次自由化する。

#### (7) 農林漁業部門

農林漁業は、国内の他産業および外国の同種産業に比して著しい過剰就業と低生性の状態にあるので、一般に自由化は相当期間困難であり、とくに農林漁業の就業構造の改善に寄与する部門または所得の形式上重要な部門に属する重要品目（これらに密接な関連のある品目を含む。）については、将来とも自由化がきわめて困難である。しかし、長期的には自由化の方向で対処する必要があるので、前述の基本対策の方向に即した施策を推進して国際競争力の強化を図り、将来の自由化に備えるものとする。

差し当たりは、現状において国際競争力のあるものおよび若干の関税措置により自由化可能なものについて、早期または近い将来に自由化するものとし、また大豆などのように国内産品との価格調整措置その他の措置によつて自由化し得るものについても、個別的に自由化を進めるものとする。

##### (1) 農産物

もつとも重要な農産物である米、麦ならびに澱粉類については自由化が困難であるが、雜穀（豆類を除く。）は原則として、早期に自由化する。

野菜およびその加工品については、トマトの加工品を除き早期または近い将来に自由化する。

果物およびその加工品のうち、バナナ、パイナップルかん詰、果汁および大部の生鮮かんきつ類などは、今後育成を要する果樹農業との関連からその自由化は困難であるが、輸入量の漸増を図るものとし、その他は早期または近い将来に自由化する。

砂糖類については、てん菜を育成中であつて、國內糖倅の適正水準における安定と重要畑作物であるにも、でん粉およびぶどう糖の保護の必要があるため、自由化には所要の対策を講じ慎重な配慮を払う。

大豆は既定方針にしたがい自由化するが、雜豆はコスト引下げ対策を講ずる必要があり、自由化は困難である。

紅茶は新品種の新植・改植計画の進捗に所要の時

日をかして自由化し、なたねは品種の改良、栽培方法の改善を促進するものとし、その成果が上のままで自由化は困難である。その他の特用作物については、その大部分を早期または近い将来に自由化する。

生糸およびまゆについては、早期または近い将来に自由化する。

##### (8) 畜産物

畜産は今後育成を要する重要な部門であるから、酪農製品、食肉およびその加工品については、自由化が困難であるが、精製ラードなどについては、近い将来に自由化する。家畜、畜産物の一部は早期に自由化する。

##### (9) 水産物

いわし、あじ、さば、にしん、のりなどの沿岸水産物ならびに鯨肉、魚粉については、自由化が困難であるが、さけ、まぐろなどのかん詰類は早期に自由化する。

##### (10) 林産物

丸太は自由化されているが、木材加工品については、一部の製材を除いて早期または近い将来に自由化する。くるみ、くり、しいたけなどの特殊林産物については、生産性向上の対策を講じつつ、所要の時日をかして自由化するものとする。

##### (11) 油脂、食品など

国産油脂原料の大半たるなたねを保護するため、なたね油およびそれと競合する一部の食用油脂の自由化は困難であるが、工業用油脂、なたね油との競合の少ない食用油脂の順に近い将来に自由化する。

油脂類の副次生産物たる油粕については、工業用油脂の粕、食用油脂の粕（国産なたね油と競合する油脂の粕を除く。）の順に早期および近い将来に自由化する。

菓子については、主原料たる砂糖、小麦粉、醣製品などの割高のため、自由化は困難であるが、輸入量の漸増を図る。

#### 第四 為替面の自由化計画

##### 一、方針

為替面の自由化については、経常取引の自由化と資本取引の自由化を区別して考え、逐次制度の緩和、撤廃を進めることとし、経常取引については、二年以内に原則として自由化することを目途とする。

資本取引については、経常取引と異なり自由化の時期をあらかじめ明示することはその性質上困難であるが、経常取引の自由化の進捗状況などを考慮し、国内経済の健全な発展に悪影響のないよう留意しつつ、逐次、規制を緩和することとし、事実上の自由化を進捗する。

## 二、計画の概要

## (1) 経常取引の自由化

(i) 差し当たり、本年内に、次の措置を実施する。

(ii) 七月一日より非居住者自由円勘定の創設と円為替の導入を実施する。

(iii) 本年度上期中に外貨資金特別割当制度を廃止する。なお、これにさきだち、外貨資金特別割当制度による海外渡航および商社などの海外駐在員事務所の経費送金を廃止することとし、海外渡航の許可基準の緩和および明確化ならびに許可手続きの簡素化を行なうとともに、商社などの海外駐在員事務所の設置は原則として自由とし、その送金についても規制を緩和する。

(iv) 為替銀行および商社の内外における為替金融取引に関する規制を緩和する。

(v) 船会社の行なう外国用船舶のうち、用船期間が六カ月以内のものを自由化する。ただし、タンカー用船は除く。

(vi) 映画関係の送金については、毎月送金率の引上げにより蓄積円発生の解消を図る。また、上映時間、プリント本数の制限などを緩和する。

(vii) 外国商社の經理基準を確立した上、経費送金の規制を緩和する。外国商社の利潤送金については、資本取引面の制限緩和と歩調を合わせてその緩和を検討する。

(viii) 貿易に関連する経費の送金およびその他の雑送金などについても規制を緩和する。

(ix) その後年中可及的速かに残存する諸制限を整理の上、原則自由の建前(ネガティブ・リストによる方式)をとり、二年以内に経常取引についての為替管理は原則として撤廃する。

## (2) 資本取引の規制緩和

差し当たり次の方向で規制緩和を検討し、逐次実施する。

## (i) 外資導入の規制緩和

外資導入の面では、企業の經營、中小企業との関係等を考慮しつつ、逐次その規制緩和を行なうこととし、とくに技術援助契約、外貨ローンならびに株式、社債などの市場経由の取得については、事实上の自由化を推進する。

株式などの元本回収に対する規制も、据置期間および分割年限の短縮など漸次緩和するものとし、また、戦前取得株式および戦前取得不動産などの元本回収を認める。

## (ii) 対外投融資の規制緩和

商業活動を営む海外支店、法人の設置基準を緩和するとともに、その他の対外投融資についても漸次規制緩和を図る。